平成２３年（フ）第１４４号
長崎県佐世保市早苗町402番地22、旧住所長崎県佐世保市知見寺町1228番地
債務者　吉田美恵子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
長崎県佐世保市吉井町直谷1187番地の２、旧住所愛知県安城市姫小川町芝山17番地１　コーポ松15
債務者　七種　宏和
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
長崎県佐世保市新田町352番地　新田住宅３－１棟402号
債務者　森田　豊子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
長崎県佐世保市須佐町15番11号　公社Ａ404号
債務者　小屋野章二
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
長崎県佐世保市原分町347番地２　原分ハイツ103号、旧住所長崎県佐世保市瀬戸越３丁目15番28号
債務者　岩崎　俊義
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
長崎県佐世保市早岐２丁目41番15号、旧住所長崎県佐世保市有福町569番地１　松村ハイツ203号
債務者　廣田　嘉昌
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市早岐２丁目41番15号、旧住所長崎県佐世保市有福町569番地１　松村ハイツ203号
債務者　廣田文美代
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免965番地　牧崎団地Ｉ棟３号
債務者　阿納　誠也
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
長崎県佐世保市江迎町北平155番地２、旧住所長崎県佐世保市世知原町中通129番地
債務者　高比良千秋（旧姓冨重）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
川崎市中原区下沼部1761番地　イタガキビル401
債務者　遠藤　正子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
愛知県豊橋市堂坂町11番地　201
債務者　鈴木　公宏
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５７号
島根県浜田市片庭町104番地５、従前の住所島根県浜田市浅井町122番地19
債務者　佐々木愼一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分　松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第２９号
島根県浜田市日脚町1398番地11
債務者　山本登美子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分　松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１５６号
長崎県佐世保市鵜渡越町107番地
債務者　楢木野謙治
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係